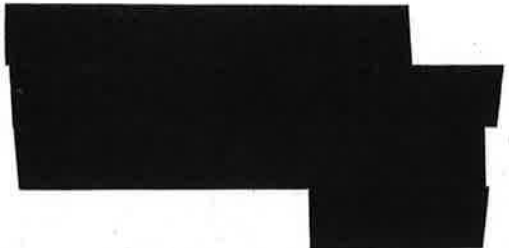


2020年 6月25日

「十七条の憲法の中身」を示した教科書の採択 に関する請願

町田市教育委員会教育長 様



(請願の要旨)

604年に聖徳太子が作られたという「十七条の憲法」について、「名前だけでなく、その中味の 17 条の条文を生徒に示している歴史教科書」を町田市の教科書にしてもらいたいという請願です。

(請願の理由)

聖徳太子の 17 条憲法は

- 1 条「和を貴び、人にさからいそむくことないように心がけよ」、
- 2 条「あつく三宝を敬え。三宝とは仏と、法と、僧である」、
- 3 条「天皇の詔を受けたら、必ず謹んでこれに従え」 の 3か条が有名ではある。

しかし、

- 5条の「私利私欲を捨て、公平な裁判をしなさい」とか
- 6条「悪を懲らしめ、善をすすめよ」
- 7条の「役人は各自の任務を果たし、権力を乱用してはならない」
- 9条「すべてのことに、嘘偽りのない まごころをもって当たれ」、
- 11条「功績と過失をよく見分けて、賞罰を適切に行いなさい」
- 12条「地方官は民から税を過重に取ってはならない」
- 15条「私心を捨てて、公の立場に立つのが、君主に仕える者の務めだ」
- 16条に「民を労役に使うときは、農業の仕事が暇なときにせよ」
- 17条「大切なことは独りで決めないで、みんなとよく議論して決めよ」というように、今でいう民主主義の考えがたくさん入っている。

今から、1400年以前に 文章にして理想を語り、原理を「見える化」して政治をしたこのことは、「日本こそ民主主義の第一人者だ」と言っても良いことと思います。

統治機構が天皇中心になったと言うことを強調する以上に、その機構を動かす原理・規範が大切であり、社会の安定と平和の基礎であることを、生徒に教えたい。そのためには 歴史の事実として「17条全体の文章」を見せることが大切と思い、この請願を書いています。多数ある教科書とその視点から比較し、良い教科書を採択していただきたくお願い致します。

以上